

総社市訓令第2号

庁 中 一 般
出 先 機 関

総社市新型コロナウイルス感染症対策室設置規程（令和2年総社市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（専決事項等） 第6条 室長の専決事項及び代決の順序は、総社市事務決裁規程（平成17年総社市訓令第11号）に定める<u>主務課長の例</u>による。 2 室長を除く対策室に属する職員の代決の順序は、総社市事務決裁規程に定めるそれぞれの職の例による。</p>	<p>（専決事項等） 第6条 室長の専決事項及び代決の順序は、総社市事務決裁規程（平成17年総社市訓令第11号）に定める<u>主務部長の例</u>による。 2 室長を除く対策室に属する職員の代決の順序は、総社市事務決裁規程に定めるそれぞれの職の例による。<u>ただし、室長の専決事項については、室長代理が第1次代決者として、主幹及び室長補佐が第2次代決者として処理することができる。</u></p>

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。